

「みさぽーたー」登録のお願い

住民活動・ボランティア活動登録制度

美郷町では「住民が主役」の協働参画のまちづくりの一環として、町内でボランティア活動や住民活動をしている方々(個人・団体)＝「みさぽーたー」を募集しています。

あなたも「みさぽーたー」の一員として住みよいまちづくりに力を発揮してみませんか？

「みさぽーたー」登録制度は、まちづくりに参加したい人、自分の力で誰かの力になってあげたい人の登録制度です。

「まちづくりやボランティア活動してみたい」「自分の持つ知識や技能を地域に活かしてみたい」「困っている人を助けてあげたい」という「したい人」と、誰かに手伝ってもらいたい、助けてもらいたいという「してもらいたい人」をコーディネーターが「橋渡し」することによって、まちづくり活動やボランティア活動をより盛んにしていくための登録制度です。

一人ひとりが、できること・得意なことを、楽しみながら、みんなや町のために活かしていける…そんな仕組みがあったらいいですね。

これからは地域や人を思うやさしい、思いやりの気持ちがとても大切だと思います。ぜひ、あなたも登録してみませんか？



登録の要件(次の条件をすべて満たしていること)

- 町内に活動の拠点を有する団体で自主的に組織されたもの、又は町内に在住、在勤、在学する個人
- 原則として無償で社会に貢献する活動を行うもの
- 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行うものでないこと

※自分が「できること」をまちづくりやボランティア活動に活かしたい方ならどなたでも登録OKです。《たとえば…野菜づくりや花の手入れ、子どもへの読み聞かせ、ホームページの作成、スポーツの指導や観光案内、車の運転…趣味から専門的なことまで、あなたができることならどんなことでも結構です。》

「申請用紙」は「みさぽーと」または役場各庁舎総合サービス課に設置しています。

「みさぽーたー」登録の流れ

ボランティア・町民活動をしている方
またはしたい方(個人・団体)

『登録申請用紙』に記入
(個人・団体各様式)

『登録申請用紙』提出
(郵送・ファクシミリ・直接窓口)
※電話での受付はしていません。

受付窓口
住民活動センター「みさぽーと」または各庁舎総合サービス課

登録完了
提出いただいた申請書の内容により登録されます。公開可能な情報については広報、ホームページ等を利用して公開されます。登録していただいた方には、「みさぽーたー登録証」が交付されます。

登録時及び登録後の流れ
把握している住民活動・ボランティア活動情報から希望内容に沿った活動先をコーディネーターが紹介します。また、受入希望者には活動情報から活動可能な団体、個人を紹介します。情報が無い場合には登録内容に近い活動等について情報提供します。(※該当する情報が全くない場合はやむをえずお断りする場合がありますので、ご了承ください。)

☆特別な資格はいりません。あなたのこれまでの知識や経験を地域やまちづくりに生かしてみませんか？



問い合わせ 美郷町住民活動センター「みさぽーと」
☎0187(84)1111(内線1506)

広報 美郷 No.55 平成21年5月1日発行

「広報美郷」6月号は6月1日(月)発行予定です。

発行/美郷町役場 編集/総務課 秘書広報班

〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字上町21
☎0187-84-1111 ☎0187-84-1117
美郷町ホームページ <http://www.town.misato.akita.jp>
美郷町メールアドレス info@town.misato.akita.jp
印刷/五十嵐印刷(株)

編集後記

この5月号で、広報美郷が55回目の発行となりました。町誕生5周年の年のこの偶然。ついでに、編集している私は5月生まれ。自分の誕生日はあまり喜ばなくなりましたが、これだけ同じ数字が揃うと何だか嬉しくなります。ちなみに、今後このような数字の巡り合わせがあるのか調べてみると、平成26年1月号が111回目の発行となるようです。⑧

新しいことが始まるとワクワクしますよね。町民の皆さんの活動を応援する「みさぽーと」がオープンしました。皆さんお持ちの得意技を活かせるチャンスですので、遠慮なさらず「みさぽーと」に足をお運びください! ⑧